

# 学校評価等実施状況調査(平成23年度間) 結果概要

## (1) 調査概要

調査対象 : 全ての都道府県・市町村教育委員会及び全ての国公立学校

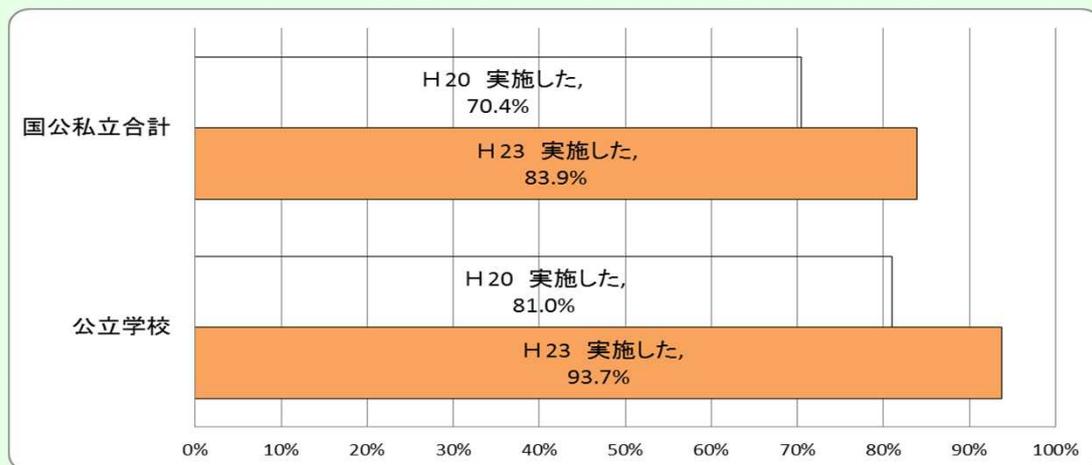
(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)

調査基準日：平成23年度間（実績値） ※前回調査は平成20年度間（調査項目は一部共通）

## (2) 調査結果のポイント

### 【学校関係者評価の実施】

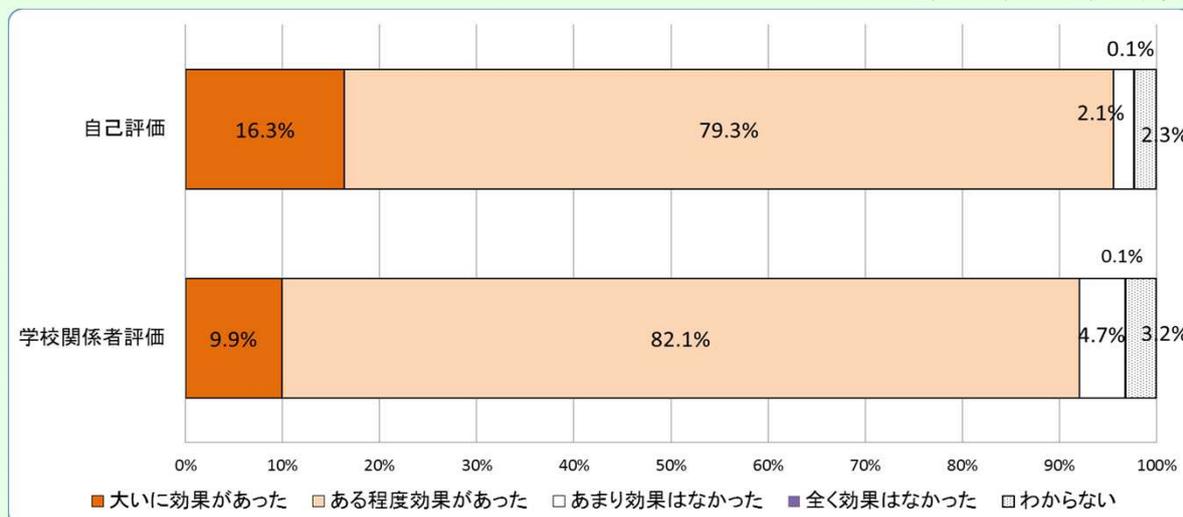
- 前回調査に比べ、保護者や地域住民による学校関係者評価の実施率が上昇。  
(国公立合計：70.4%→83.9%、公立学校81.0%→93.7%)
- 特に公立学校においては、9割超の学校が学校関係者評価を実施。



### 【学校評価の効果】

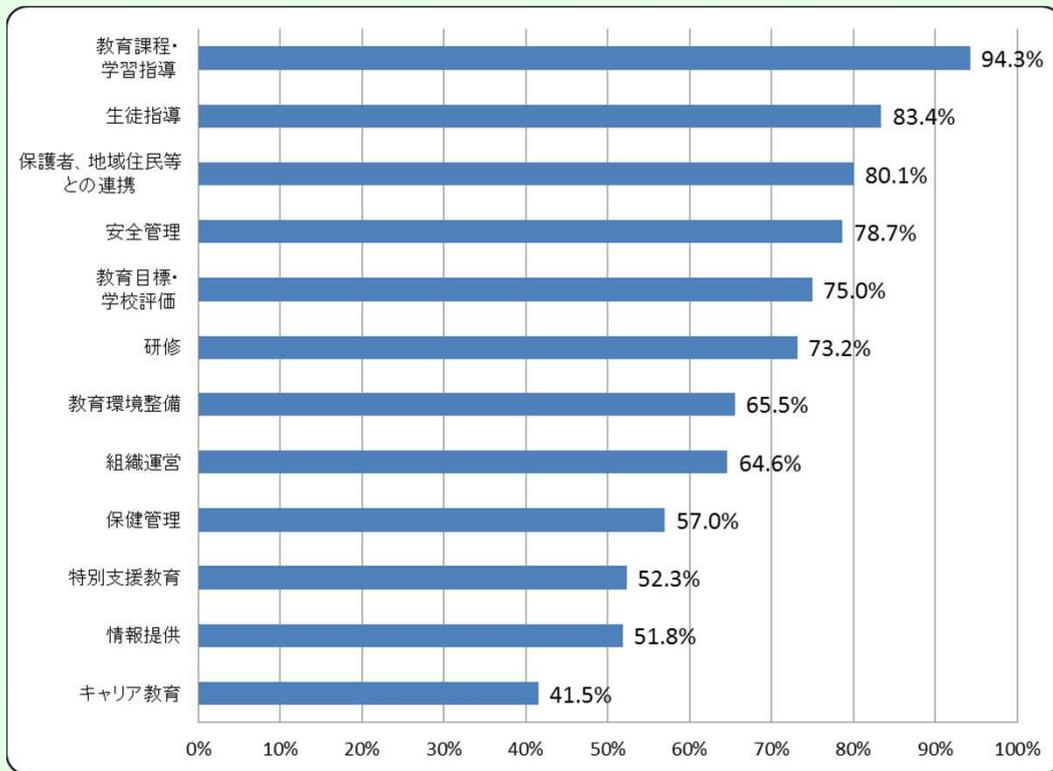
- 学校評価の効果に関する学校の認識を把握するため、5項目にわけて調査。
  - ①児童生徒の学力向上、②児童生徒の生活態度の改善、③学校運営の組織的・継続的改善、④保護者や地域住民等との連携協力、⑤設置者による支援や条件整備等
- 5項目中、効果実感の最も高い「学校運営の組織的・継続的改善」において、効果があったと回答した学校は95.6%。
- 一方で、このうち「大いに効果があった」との回答は16.3%に留まり、学校評価の実効性を高めることが今後の課題。

※「学校運営の組織的・継続的改善」の値



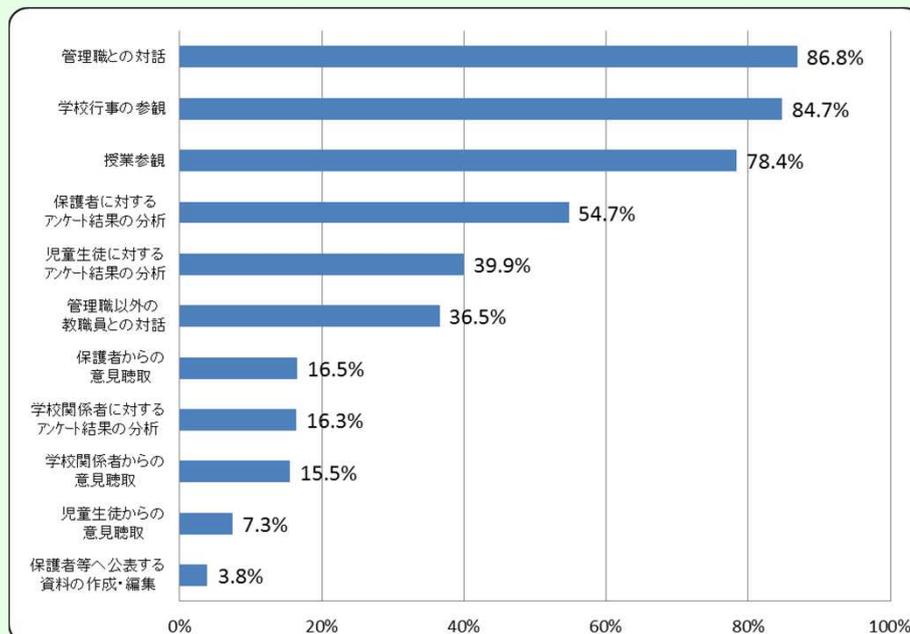
## 【学校評価の評価項目】

- 評価目標や評価項目は、学校がその課題に即し、適切な項目を設定することとなっている。
- 教育課程・学習指導は94.3%、生徒指導は83.4%の学校が評価項目として設定。



## 【学校関係者評価委員が評価にあたり行ったこと】

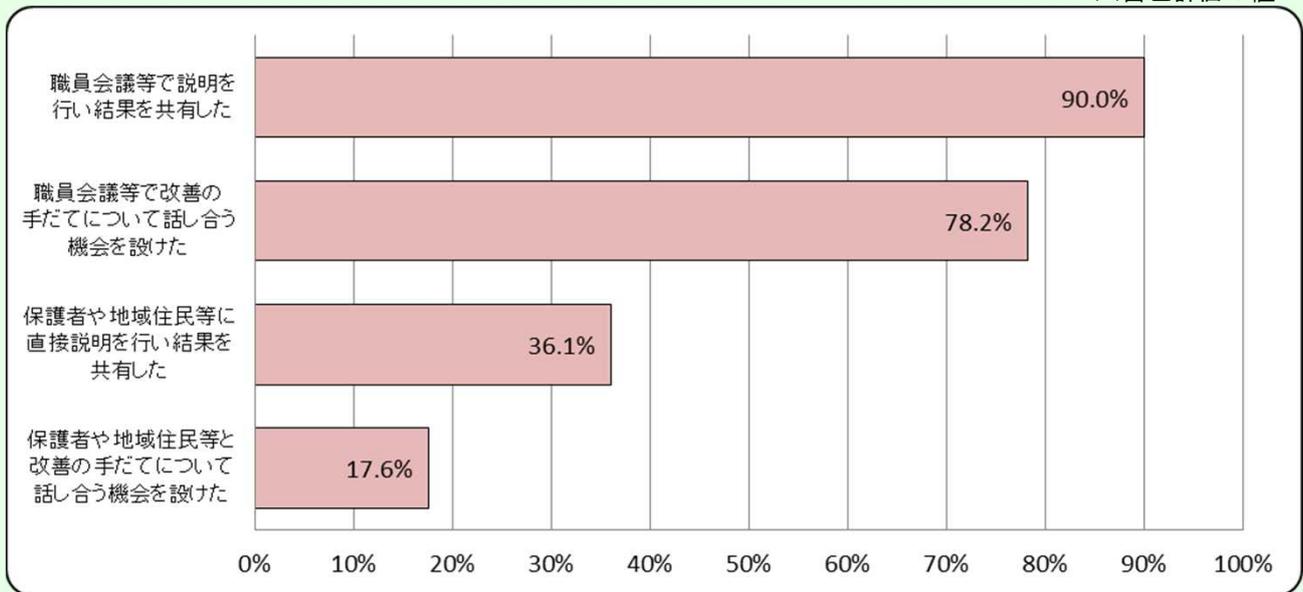
- 学校関係者評価においては、学校関係者による主体的・能動的な評価活動が可能となるよう、十分な情報提供、学校の公開、意見交換等を行うことが重要。
- 管理職との対話、学校行事や授業の参観に加え、学校関係者評価委員によるアンケート結果の分析や管理職以外の教職員や保護者との意見交換の取組も行われている。



## 【学校評価結果の活用】

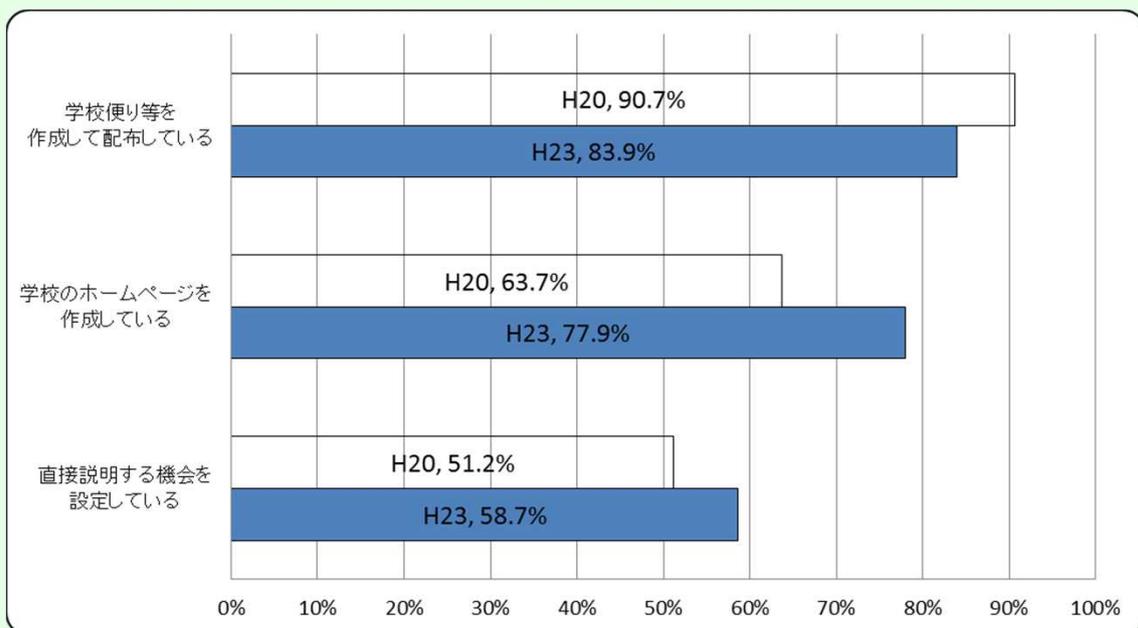
- 学校評価結果について、職員会議等で説明を行い共有した学校は9割、改善の手立てを話し合う機会を設けた学校は約8割。
- 評価結果を踏まえて改善策を話し合い、今後の目標設定や取組の改善につなげることにより、学校運営のPDCAサイクルを機能させることが重要。

※自己評価の値



## 【学校に関する情報の提供】

- 学校評価の結果はもとより、学校運営の状況に関する情報の積極的な提供が重要。
- 前回調査に比べ、「学校のホームページを作成」が増え、約8割に。



# 「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」の概要

## 1. 学校評価の目的

- 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的な改善を図ること。
- 学校評価の実施・結果の公表により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者・地域住民等から理解と参画を得て、その連携協力による学校づくりを進めること。
- 設置者が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、教育水準の保証・向上を図ること。

## 2. 学校評価の実施手法

- (1) 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- (2) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価  
【学校関係者評価】
- (3) 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価  
【第三者評価】

### (1) 自己評価

- 各学校は、重点的に取り組むことが必要な単年度の目標を具体的・明確に定める。その目標の達成に向けた評価項目・指標を精選して設定する。  
(評価項目・指標については、その検討の際の参考となる例をガイドラインに掲載。)
- 各学校は、評価項目・指標に基づき、目標の達成状況や取組状況を評価するとともに、その改善方策を検討する。
- 自己評価を行うに当たり、児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、児童生徒による授業評価など、児童生徒・保護者を対象とするアンケート等の結果を活用する。

### (2) 学校関係者評価

- 学校関係者評価は、保護者・地域住民など学校の関係者が、自己評価の結果を評価することを通じて、

- ①自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、
  - ②学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深め、その連携協力による学校運営の改善を促進する、
- ことを目的とする。

- 各学校は、保護者、学校評議員、地域住民等からなる学校関係者評価委員会を設置する。
- 学校関係者評価委員会は、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長など教職員や児童生徒との対話等を行い、自己評価が適切に行われたかどうか、学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかなどを評価する。

### **(3) 自己評価及び学校関係者評価の評価結果の公表、情報提供**

- 各学校は、自己評価・学校関係者評価の結果と、それらを踏まえた今後の改善方策について、学校便りへの掲載、PTA総会の活用、学校のホームページや地域広報誌への掲載などにより、広く保護者や地域住民等に公表する。
- 各学校は、日頃の取組など学校に関する情報を、随時、学校便りやホームページなどを通じて保護者や地域住民に日常的・積極的に提供する。

### **(4) 自己評価及び学校関係者評価の設置者への報告と支援・改善**

- 各学校は、自己評価・学校関係者評価の結果と今後の改善方策をとりまとめた報告書を設置者に提出する。
- 設置者は、学校評価の結果等を通じて各学校の状況を把握し、予算・人事など学校に対する支援・改善を適切に行う。
- 設置者等は、各学校における学校評価の取組の中心となる教職員や、保護者など学校関係者評価の評価者対象の研修の充実を図る。

### **(5) 第三者評価**

- 第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。
- 第三者評価では、各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営の在り方について、自己評価や学校関係者評価に加えて、学校評価全体を充実する観点から評価し、その結果を踏まえて、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示することを基本とすることが適

当である。

- 具体的な実施体制については、地域や学校の実情等に応じて、次のような取組を含め柔軟に対応することが考えられる。
  - (ア) 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う
  - (イ) 例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う
  - (ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う
  
- 第三者評価によって期待される効果と、実施のために必要な様々な負担を考量し、必要最小限の負担で最大限の効果を得られるように工夫することが重要。
  
- 第三者評価の評価者は、評価結果と今後の改善方策をとりまとめた報告書を学校とその設置者に提出する。

### 3. 高等学校・特別支援学校の特性

- 高等学校・特別支援学校の学校運営の骨格は、小・中学校と共通する面が多く、その学校評価・情報提供の進め方が基本的に妥当する。
  
- ただし、高等学校は、全日制・定時制・通信制、また普通科・専門学科・総合学科など様々な形態がある。特に専門高校は、多分野にわたり専門的な内容の学科を有することから、自己評価の評価項目・指標等について特有の内容が考えられる。
  
- 特別支援学校についても、多様な児童生徒の実態を踏まえた対応が必要であること、特別支援教育に関するセンター的機能などの特性があり、今後さらに検討が必要。

# 学校評価の実効性を高める取組

＜京都府京都市＞

## 学校関係者評価の充実と、わかりやすさを基本にした公表・報告

- ◆自己評価の結果を客観的に評価するため、学校運営協議会または学校評議員等による評価委員会を設置。
- ◆学校関係者評価委員には、評価項目の検討、日常の教育活動への参画・支援、自己評価結果に対する評価及び学校の改善に向けた支援策の検討など、年間を通じた評価活動への参画を依頼。
- ◆教育委員会は、わかりやすいガイドラインやリーフレットの作成、学校関係者評価の評価者として意識を高め視点を明らかにするための研修会等を実施。  
また、学校の魅力や課題が見えやすいよう、教育委員会が推奨する学校評価表を提示。

**自己評価の充実** ……学校評価の基本となるのが自己評価です

- 1 学校教育目標の具体化** → 目標の具体化と共有を  
 ■年度当初に、学校教育目標の実現に向けた学校経営方針を策定し、公表します
- 2 教職員共通理解と計画的な評価** → 教職員一人一人が評価者の視点を持って  
 ■校内で評価項目を共有し、一人一人が評価者の視点を持って、学校運営、学級経営に取り組みます
- 3 アンケートによる評価の実施** → 返状の検証が可能なアンケートの実施を  
 ■「誰がなすか」「誰がなすか」「誰がなすか」に関する項目は必ず評価します  
 ■児童・生徒、保護者の声を大切に評価します
- 4 アンケート結果を踏まえた自己評価の実施** → 目標達成度を教職員が評価  
 ■アンケート結果に各種データ等を含め、多面的に分析・考察します  
 ■自己評価結果をもとに、成果と課題、具体的な改善策を教職員全員が共有します

**学校関係者評価の充実** ……年間を通じた評価活動への参画をお願いします

- 5 自己評価に対する学校関係者評価の実施** → 自己評価の結果を客観的に評価  
 ■学校運営協議会又は学校評議員会(学校関係者)による評価委員会を設置します  
 ■評価結果を学校関係者による評価委員会に示し、評価及び改善策、支援策を協議します

**簡潔で見やすく、分かりやすい公表と報告を!**

学校の魅力や課題が見える、分かるよう簡潔な学校評価表を推奨し、報告書も統一します。

各学校において、魅力と課題を焦点化し、具体的な改善策が見える公表を工夫しましょう。

学校評価表(簡易) 学校関係者 評価項目(中・高) (中・高) (中・高) (中・高)

焦点とした、簡潔な分析と改善策の提示

何によって

アンケートに  
より詳しい  
評価結果も活用

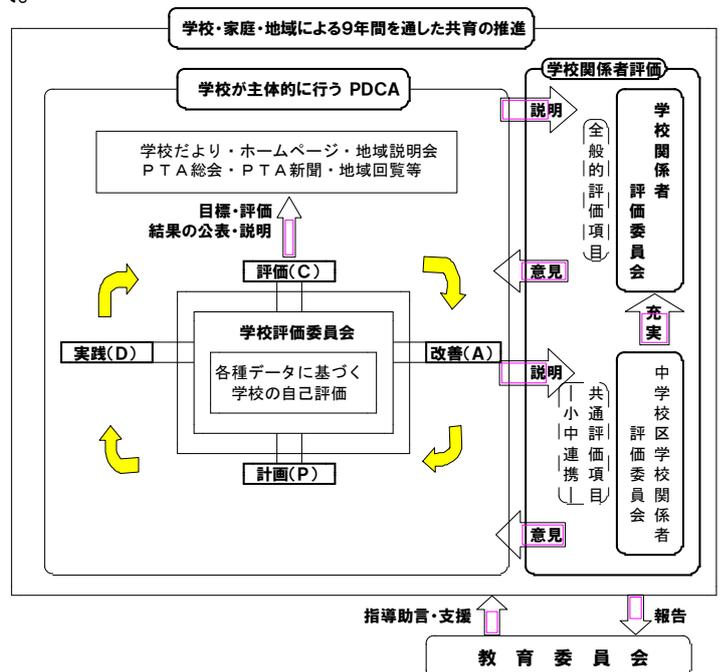
＜福岡県春日市＞

## 中学校区（ブロックコミュニティ）による学校関係者評価

- ◆小中連携を核として、児童・生徒を9年間通して校区の学校・家庭・地域で共に育てる中学校区ブロックコミュニティ・スクールを導入。

- ◆併せて、中学校区学校関係者評価を導入。  
中学校区において共通目標・課題（共通評価項目）を設定し、その具現化に向けた取組を共有するとともに、相互に評価。評価結果に基づく改善策を話し合い、次年度の共通目標や取組を検討。
- ◆中学校区学校関係者評価により、学校・家庭・地域による具体的議論の場が生まれ、各学校の自己評価・学校関係者評価の充実にもつながっている。

※学校評価による学校運営改善等に関する効果実感（「大いに効果があった」との回答）が、全国平均より10%以上高い。



# 学校評価の実効性を高める取組

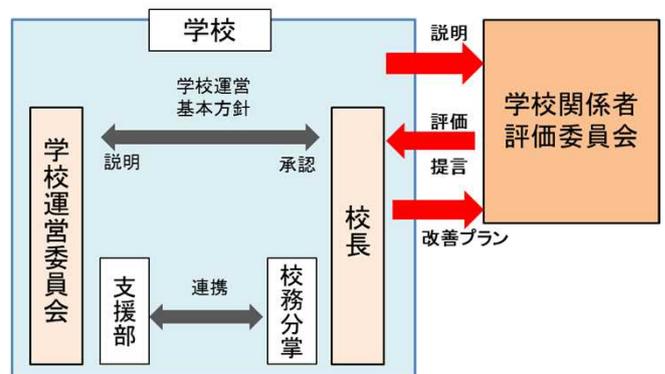
＜東京都世田谷区（東玉川小学校）＞

## 学校関係者評価に専門家を加え、客観性・専門性を高めた評価を実施

- ◆学校運営協議会は学校と協働して当事者として教育活動にあたっているため、学校評価の対象ととらえ、別途、学校関係者評価委員会を設置。
- ◆学校関係者評価委員の構成は、学識経験者（学校経営・学校教育心理学・教育工学が専門）を委員長とし、この他に保護者、地域住民、元校長。
  - ・学校公開、研究授業をはじめ、委員はいつ来校してもよい。
  - ・委員会は年6回程度開催。自己評価の分析、アンケートの分析（経年比較やクロス集計等も活用）、提言書の作成と校長・学校運営協議会会長への説明、学校改善計画の検討を行う。
  - ・評価項目は、区教育委員会の定める共通項目＋学校独自項目。

⇒ 児童、保護者、地域住民、教職員の生の声を聴くとともに、専門家の意見を聴き、学校改善の質的な改善を担保。

⇒ 単なる評価や評論ではなく、どうしたら学校を良くしていくことが出来るのかという当事者としての参画意識をもって活動し、学校経営上の「指導と評価」を一本化。



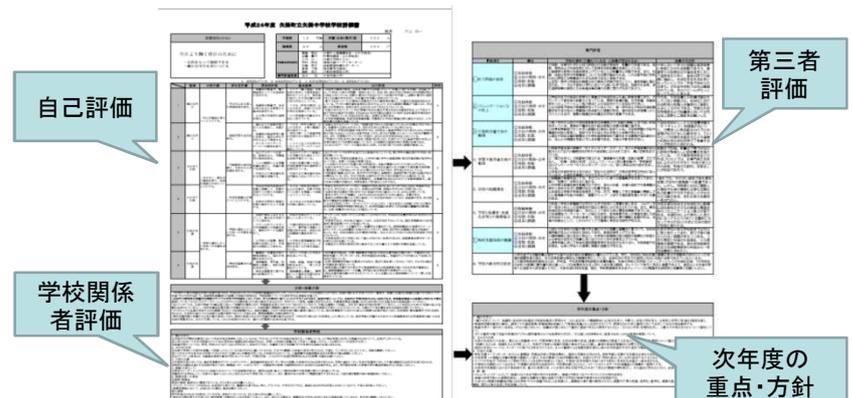
＜岡山県矢掛町＞

## 専門評価（第三者評価）も踏まえ、次年度の重点・方針を決定

- ◆学校を支援するための専門評価という考え方のもと、「改善の方向性」に留まらず、「具体的な改善策」を提示することを目指している。小中学校の学校評価書と学校訪問による観察及びヒアリングを行い、その結果を報告書にまとめて、学校及び教育委員会に提出。
- ◆学校運営協議会委員として各学校に関わっている有識者7人を、町内の他学校の専門委員とし、専門評価を実施。
- ◆第三者評価の評価項目は共通6項目＋学校独自に希望する1項目＋「学校の総合的な状況」。優れている点を○、改善が望まれる点を△として、文章による記述評価を行う。

⇒ 評価結果は管理職に手交され、内容を説明・意見交換する機会を設けることで、学校の組織的取組の推進につなげている。

⇒ 個々の学校の取組を町内にフィードバックするとともに、教育委員会が教育行政を重点化・効率化することにも有用。



# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

## 趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

## 概 要

### 1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）  
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

### 2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

### 3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

### 4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
  - 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
- ※政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

## 施 行 期 日

平成27年4月1日

# ＜関係法令＞

## 教育基本法（抄）

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

## ○コミュニティ・スクール関連法令

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

## ○学校評価関連法令

### 学校教育法（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に、それぞれ準用する。

### 学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に、それぞれ準用する。

## ○学校評議員関連法令

### 学校教育法施行規則（抄）

第四十九条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に、それぞれ準用する。

## 教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）（抄）

### 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

#### 成果目標 8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

#### 【成果指標】

##### <初等中等教育・生涯学習関係>

- ①全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築
- ②コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大
- ③住民等の地域社会への参画度合いの向上
  - ・地域の行事に参加している児童生徒の割合の増加
  - ・地域の学習や活動に参画する高齢者数の割合の増加
  - ・社会教育施設におけるボランティア登録者数の増加
  - ・学校支援・放課後等の活動の参画した地域住民等の数の増加
- ④全ての学校、社会教育施設で運営状況の評価や情報提供を実施
- ⑤全ての市区町村に総合型地域スポーツクラブを設置
- ⑥家庭教育支援の充実
  - ・全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施(家庭教育支援チーム数の増加)
  - ・家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的生活習慣の改善

##### <高等教育・生涯学習関係>

- ①大学における地域企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施数の増加
- ②地域の企業等（同一県内企業又は地方公共団体）との共同研究数の増加
- ③地域課題解決のための教育プログラム（短期プログラム、履修証明等）の増加
- ④震災ボランティアを含めた地域における学生ボランティアに対する大学等の支援状況の向上
- ⑤地域に向けた公開講座数や大学開放(体育館, 図書館等)の状況の向上

## ＜5年間における具体的方策＞

### 基本施策20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進

#### 【基本的考え方】

- 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。
- このため、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。さらに、高等教育機関においても、地域の学びの場としての生涯学習機能の強化を推進する。

#### 【主な取組】

#### 20-2 地域とともにある学校づくりの推進

- ・ 保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」により、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図る。このため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の拡大や実効性ある学校関係者評価の実施の促進、学校裁量権限拡大の促進などの取組を推進する。  
あわせて、「地域とともにある学校づくり」に必要な学校マネジメント力の強化を図るため、マネジメント力をもった管理職・教職員の育成と配置、地域連携のためのコーディネート機能や事務機能の強化等を促進する。

## Ⅱ 四つの基本的方向性を支える環境整備

### <5年間における具体的方策>

#### 基本施策23 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

##### 【基本的考え方】

- 教育委員会について、その責任体制を確立し、現場の問題に迅速かつ的確に対応できるよう、抜本的な改革を行う。
- その際、基本施策20に掲げた活力あるコミュニティ形成の観点も踏まえ、地域の意見や力を学校運営に生かすとともに学校を地域活性化の拠点として位置付け、学校のことは学校自身が地域住民や保護者の意向を踏まえ決定することや、政治的中立性、継続性・安定性を引き続き確保すること、国の責任で全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を行うことに留意しつつ、より現場に近いところへと権限を委譲する方向とする。まずは、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の更なる普及促進を図るなど「地域とともにある学校づくり」や教育委員会の活性化等の取組を推進する。
- あわせて、学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善など、学校の組織運営体制の確立に向けた積極的な取組を推進する。

##### 【主な取組】

#### 23-2 地域とともにある学校づくりの推進（基本施策20-2の再掲）

# 学校評価について

## 制度の概要

平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により規定。

### 【目的】

各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、

- ①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、
- ②各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、
- ③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

	内容	法令上の位置づけ	
自己評価	○各学校の教職員が自ら行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○公表の義務
学校関係者評価	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価	○実施の努力義務 ○(実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務	○公表の努力義務
第三者評価	○外部の専門家により、専門的視点から行う評価		

## 学校評価の現状 ~学校評価等実施状況調査(平成23年度間)から~

(国公立私立全体)

	評価の実施	評価結果の設置者への報告	評価結果の公表
自己評価	96.7%	96.7%	84.9%
学校関係者評価	83.9%	98.4%	83.9%
第三者評価	5.1%	—	—

## 文部科学省の取組

- 各学校や設置者の取組の参考となるよう学校評価ガイドラインを策定(平成22年7月)。
- 学校評価の充実・改善に関する調査研究を意欲ある教育委員会等に委託し、実践的な取組例を取りまとめ、普及。(平成25年度:8教育委員会)
- 中核となる教育委員会職員、学校の教職員、保護者や地域住民等の学校関係者評価委員に対する研修を実施。(学校評価推進フォーラム等)